

## ESG Sheet

2025年12月期(2025年1月1日~2025年12月31日)

## 会社概要

(2025年12月31日現在)

社名(英文) 株式会社シマノ(SHIMANO INC.)  
所在地 〒590-8577 大阪府堺市堺区老松町3丁77番地  
創業(設立) 1921年2月(1940年1月)

資本金 356億円  
従業員数 シマノ単体：1,779人 連結：10,242人  
主な事業 自転車部品、釣具、ロウイング関連用品等の開発・製造・販売

## サステナビリティに関する基本的な考え方

シマノグループは、「人と自然のふれあいの中で、新しい価値を創造し、健康とよろこびに貢献する。」という使命を実現するため、グローバル社会の企業市民として世界共通の倫理観と遵法精神に基づいて持続可能な経済成長と環境・社会課題の解決に貢献し、世界の人々に愛される「こころ躍る製品」を提供する「Value Creating Company」であり続けたいと考えています。そして、シマノグループが、健全な事業活動を通じて持続可能な社会の発展に貢献し、お客様、株主、取引先をはじめとしたステークホルダーの皆さまからの信頼を高めるために、一人ひとりが日々の事業活動で遵守すべき方針を「行動規範」に定めました(詳細は行動規範(<https://www.shimano.com/jp/company/regulatory-compliance.html>))をご参照下さい。)



Environment

## 環境に対する取組み

SDGsの達成に向けて取り組んでいます。



## 美しく良好な地球環境

当社製品を楽しんでいただくため、そのフィールドである地球環境の保全と改善は、当社グループの重要な課題と考えています。

美しく良好な地球環境を実現するには、当社グループによる持続的かつ積極的な環境負荷低減活動が必要であり、この活動は同時に当社グループの競争力を高めることにもつながると考えています。

当社は開発型デジタル製造業としてモノづくりに対する責任を果たし、気候変動もたらす事業活動へのリスクと機会を適切に把握します。そのうえで、資源循環の促進、コンプライアンスの遵守を徹底し、サステナブルな社会の実現に向けて次の活動を推進してまいります。

## 1. 気候変動への対応

当社グループは、高効率で無駄のないモノづくり体制のもと、エネルギー使用量の削減を進めるとともに、再生可能エネルギーへの転換を推進し、環境負荷の低減に努めています。具体的には、以下の取組みを実施しています。

- 化石燃料を熱源とする設備から、電気設備等エネルギー効率の高い設備への切り替え。
- 国内の製造拠点で使用する全電力を、再生可能エネルギー由来の電力でカバー。
- 一部の海外工場において、再生可能エネルギー証書を購入。

## 2. 資源循環の促進

当社グループは、リデュース・リユース・リサイクルを推進し、資源循環と環境負荷の低減に積極的に取り組んでいます。具体的には、以下の施策を実施しています。

- 自転車の消耗交換部品や釣竿のプラスチック梱包材等、使い捨て資源のリデュース。
- プラスチックパレットのリユース。
- 物流梱包資材(PE、PP、PS、PET等)や製造工程から排出されるプラスチックのマテリアルリサイクル<sup>※1</sup>の促進、およびクロースドリサイクル<sup>※2</sup>による製品開発。
- 市中層からマグネシウムを再生するポストコンシューマリーサイクル<sup>※3</sup>による製品開発。

CO<sub>2</sub>排出量(スコープ1+スコープ2)

集計対象範囲:株式会社シマノ単体の製造拠点及び国内外グループの製造拠点

(単位:千t-CO<sub>2</sub>) ■スコープ1 □スコープ2 ★ 第三者保証対象項目



(注)・四捨五入により、内訳と合計値が整合しない場合があります。  
・開示情報の信頼性の向上に向けて2024年度より第三者保証を受審しています。今回は2025年度実績について保証を受けました。

## 削減目標

2030年 国内外の製造拠点のCO<sub>2</sub>排出量(スコープ1、2)を2013年比55%削減

2050年 当社グループ全体のカーボンニュートラル

※1 マテリアルリサイクル:廃棄物を溶融等の工程を経て素材を回収し、再利用するリサイクルシステム。  
※2 クロースドリサイクル:材料の調達から使用、廃棄、再利用までのプロセスを当社内で循環させ、完結するリサイクルシステム。  
※3 ポストコンシューマリーサイクル:消費後製品を回収・選別し、資源として再利用するリサイクルシステム。

## 3. 緑豊かな大地の保全

当社製品を楽しんでいただくフィールド「緑豊かな大地」を守ることは、当社のミッションを実現するうえで不可欠と考えています。当社グループは、適切かつ効果的な森林保全を推進することで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。取組み例は以下のとおりです。

- 「Treedom」との提携による Shimano MTB Clothing Forestキャンペーン。
- JGIの環境プログラム「Roots & Shoots」における1 Million Tree Projectへの参加。
- 植林活動について、2004年以降、累計60,921本を実施。

業務効率化と生産性向上を目的とし、スピード感をもって生成AI技術の進展に対応できるよう、生成AIをはじめとしたデジタルツールを正しく活用・導入できる専門性を持った人材の育成に注力しています。具体的には、研修内容の充実に加え、従業員一人ひとりが必要なスキルを身に付けられるよう、個人のスキル獲得支援を開始しました。

今後も、人材育成とキャリア開発支援を一層強化し、従業員の成長を促すことで、組織全体のパフォーマンス向上を目指してまいります。

## 3. 人権への配慮

すべてのステークホルダーとの関係において、企業市民として共に支え合い、よろこびを分かちあえる関係構築が「こころ躍る製品」の提供の源泉になると考えています。この理念に基づき、当社従業員が守るべき事項を2016年に「行動規範」として制定しました。

さらに、2024年には国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、サプライチェーン全体における人権尊重を推進するため、「人権方針」を制定しました。これに伴い、国内外のサプライヤー様から「ベンダー行動規範」遵守の合意書を取得し、書面調査、個別対話、訪問等を継続的に実施しています。

2025年からは、取組みの実効性を客観的に把握するため、日本および東南アジアの海外子会社のサプライヤー様に対し、第三者機関を活用した内部監査を実施しました。加えて、サプライチェーン評価が可能なプラットフォームであるSedexの導入準備も進めています。

人権救済の観点では、一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構(JaCER)の正会員となり、苦情処理プラットフォームを通じた人権侵害に関する通報受付を開始しました。さらに、当該プラットフォームの利用促進のため、サプライヤー様への説明会や周知資料の配布を行うなど、実効性の向上に努めています。

## ■ サステナビリティに関する主な項目

## 環境

3-1 地球の環境保全活動に取組みます。

## 社会

4-1 多様性を理解し、差別とハラスメントを禁止します。

4-2 雇用の健全性を確保し、安全で健康な職場環境を構築します。



Governance

## 企業統治の取組み

## 健全かつ持続可能な事業活動

## 1. 取締役会の多様性・独立性

2025年3月27日開催の第118期定時株主総会において、女性社外取締役1名の選任を可決いただきました。これにより、当社の社外取締役は5名となり、取締役会構成の半数を社外取締役が占めることとなりました。今後も、企業価値の一層の向上を図るとともに、取締役会の多様性とガバナンスの強化に取り組んでまいります。

## 2. 指名・報酬諮問委員会

当社は、取締役候補者の選任や報酬に関する事項を審議し、取締役会に答申する機関として、指名・報酬諮問委員会を設置しています。当委員会は委員5名で構成され、そのうち過半数となる3名が社外取締役であり、独立した視点をもって審議を行っています。これにより、適切な役員選任と報酬体系の整備を推進し、ガバナンスの強化に努めてまいります。

## 3. 「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関する開示

当社は「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」として、決算短信補足資料等を通じて、キャッシュアロケーション、自己資本、株主還元、成長投資に関する考

方を開示しています。

今後も引き続き、価値創造企業として成長のための投資、資本効率の向上、充実した株主還元に努めてまいります。

## 4. 株主・投資家との建設的な対話

当社は、個別のIR面談、定期的な決算説明会やグループミーティングを通じて、各種ステークホルダーの関心に応じた対話の実現に積極的に取り組んでいます。

2025年は、IR面談及びグループミーティングを実施し、延べ672社が参加されました。これらの対話でいただいたご意見は取締役会へ共有し、経営に反映しています。

## 5. 政策保有株式について

当社は、リターンやリスク等を総合的に勘案し、政策保有株式の保有継続の適否を定期的に検証しています。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資しないと判断した場合、当該株式の縮減を適宜進めています。2025年度には、1銘柄を全て売却し、さらに保有する2銘柄について部分的な売却を実施しました。

	2022	2023	2024	2025
取締役数	8名	9名	9名	10名
うち社外取締役数	3名	4名	4名	5名
うち女性取締役数	0名	1名	1名	2名
うち外国人取締役数	1名	1名	1名	1名
監査役数	4名	4名	4名	4名
うち社外監査役数	2名	2名	2名	2名
うち女性監査役数	1名	1名	1名	1名

	2023	2024	2025
取締役会の開催回数	13回	13回	13回
平均上程議案件数	6件	6件	7件
社外取締役の出席率	100%	100%	100%
社外監査役の出席率	100%	100%	100%
指名・報酬諮問委員会の開催回数	2回	2回	2回
社内取締役の出席率	100%	100%	100%
社外取締役の出席率	100%	100%	100%
ESG委員会の開催回数	4	4	4
政策保有株式数	23銘柄	21銘柄	20銘柄
政策保有株式保有額の純資産に占める割合	1.6%	1.8%	2.2%
個別IR面談及びグループミーティング延べ参加社数	418社	548社	672社 (2019年189社)
決算説明会(社長参加)開催回数と延べ参加社数	2回/208社	2回/162社	2回/189社



Social

## 社会に対する取組み

SDGsの達成に向けて取り組んでいます。



## 人々の安心で健やかな生活

当社グループは、企業市民として人々の安心・安全な生活を支え、共存・共栄を図ることを理想とする企業姿勢としています。

## 1. 安全衛生活動

当社グループは「安全と健康はすべてに優先する」という労働安全衛生方針に基づき、従業員が安心して安全に働ける職場づくりを重要な課題と認識し、労働災害ゼロを目指しています。

2018年に本社で開始した安全特化型「守破離」プロジェクトは、本社および下関工場で継続的な安全活動として根付き、安全な職場づくりと安全な人づくりの定着を図っています。現在は国内外の各拠点において、労働災害や事故事例を速やかに共有し、未然防止を徹底する取組みを展開しています。

## 2. 人的資本への投資

当社は創業以来、「和して厳しく」の精神のもと、多様な価値観や強みを持つ人材のキャリア開発を重視し、持続的な企業価値向上に取り組んでいます。企業理念や志を体現する人材育成の基本方針として、2009年に制定した「シマノコンピテンシー」に基づき、当社は、経営において人材投資は重要であるとして、従業員が自発的に学ぶ風土や新しい知識の発見・実践・実体験、さらには従業員同士のつながりを生む機会の創出を推進しています。

# 温室効果ガス排出量(スコープ1、2) 算定方法

- ・環境省・経済産業省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver.6.0)」(2025年)、GHGプロトコル“The Greenhouse Gas Protocol, Corporate Accounting and Reporting Standard Revised Edition”を参照し算定
- ・スコープ2はマーケット基準で算定
- ・排出係数:算定時点で入手できる最新の排出係数を使用

温室効果ガス排出量の定量化における不確実性

温室効果ガス排出量の定量化は、活動量データの測定、及び排出係数の決定に関する不確実性並びに地球温暖化係数の決定に関する科学的な不確実性にさらされている。

## スコープ1: 化石燃料等の使用による事業所からの直接的排出

なお、敷地外を走行する車両の燃料使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量及び、非エネルギー起源温室効果ガス排出量は算定に含めていない

### 化石燃料のCO<sub>2</sub>排出係数

#### 国内

環境省・経済産業省「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」

[https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/calclitiran\\_2023\\_rev4.pdf](https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/calclitiran_2023_rev4.pdf)

環境省・経済産業省「ガス事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用) – R6年度供給実績 –」に記載のガス事業者ごとの基礎排出係数

[https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/calclr07\\_gas\\_coefficient.pdf](https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/calclr07_gas_coefficient.pdf)

#### 海外

調達先からの提供がある場合:提供される排出係数

調達先からの提供がない場合:事業所の所在する国において公表されている排出係数や公式の算定ガイドライン等が入手できる場合、それらの最新版の排出係数を参照

[チェコ共和国] 天然ガス

UNFCCC National Inventory Submissions Czechia

<https://unfccc.int/documents/646487>

[アメリカ合衆国] 天然ガス

EIA (U.S. Energy Information Administration) Carbon Dioxide Emissions Coefficients by Fuel

[https://www.eia.gov/environment/emissions/co2\\_vol\\_mass.php](https://www.eia.gov/environment/emissions/co2_vol_mass.php)

上記いずれも入手できない場合、環境省・経済産業省「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」を参照

[https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/calclitiran\\_2023\\_rev4.pdf](https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/calclitiran_2023_rev4.pdf)

## スコープ2: 事業所外から供給された電力や蒸気、温水の使用による間接的排出

### 電力のCO<sub>2</sub>排出係数

#### 国内

環境省・経済産業省「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用) – R5年度実績 –」に記載の電気事業者ごとの基礎排出係数

[https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/calclr07\\_denki\\_coefficient\\_rev4.pdf](https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/calclr07_denki_coefficient_rev4.pdf)

#### 海外

調達先の排出係数が把握出来る場合:把握した排出係数を使用

調達先の排出係数が把握出来ない場合:IEA(International Energy Agency)から提供される“IEA Emissions Factors 2025”に記載の2023年の国別排出係数を使用

### 電力以外の事業所外から供給されたエネルギーのCO<sub>2</sub>排出係数(蒸気・温水)

#### 国内・海外共通

エネルギー供給される地域での排出係数が把握出来る場合:把握した排出係数を使用

エネルギー供給される地域での排出係数が把握出来ない場合:環境省・経済産業省「熱供給事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用) – R5年度供給実績 –」を使用(2025年度は海外のみ該当し、左記排出係数一覧に記載の代替値を使用。)

[https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/calclr07\\_heat\\_coefficient.pdf](https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/calclr07_heat_coefficient.pdf)

## 独立業務実施者の限定的保証報告書

2026年2月10日

株式会社シマノ  
代表取締役社長 島野 泰三 殿

KPMGあずさサステナビリティ株式会社

大阪事務所

業務責任者 井上 敬介

### 結論

当社は、株式会社シマノ（以下「会社」という。）のESG Sheet（2025年12月期）（以下「ESG Sheet」という。）に含まれる2025年1月1日から2025年12月31日までの期間の★マークの付されている環境パフォーマンス指標（以下「主題情報」という。）が、ESG Sheetに記載されている会社が定めた主題情報の作成規準（以下「会社の定める規準」という。）に準拠して作成されているかどうかについて限定的保証業務を実施した。

実施した手続及び入手した証拠に基づいて、主題情報が会社の定める規準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 結論の根拠

当社は、国際監査・保証基準審議会（IAASB）が公表した国際保証業務基準（ISAE）3410「温室効果ガス報告に対する保証業務」に準拠して業務を実施した。同基準における当社の責任は、本報告書の「業務実施者の責任」に記載されている。

当社は、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）が公表した「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」に定められる独立性及びその他職業倫理に関する規定に準拠している。

当社は、IAASBが公表した国際品質マネジメント基準（ISQM）第1号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」を適用している。同基準は、職業倫理に関する規定、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用することを事務所に対して要求している。

当社は、結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

当社の主題情報に対する結論の対象には、主題情報及びその保証報告書以外の情報（以下「その他の記載内容」という。）は含まれない。当社はその他の記載内容を通読したが、追加的な手続は実施していない。また、当社はその他の記載内容に対して結論を表明するものではない。

### 主題情報に責任を負う者の責任

会社の経営者は、以下に対する責任を有する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない主題情報の作成に関連する内部統制を整備及び運用すること
- 主題情報の作成に適合する規準を選択又は策定し、使用した規準を適切に参照又は説明すること
- 会社の定める規準に準拠して主題情報を作成すること

### 主題情報の測定又は評価における固有の限界

ESG Sheetの「温室効果ガス排出量（スコープ1、2）算定方法」に記載されているように、温室効果ガス排出量の定量化は、活動量データの測定、及び排出係数の決定に関する不確実性並びに地球温暖化係数の決定に関する科学的な不確実性にさらされている。

したがって、経営者が、許容可能な範囲で異なる測定方法、活動量、排出係数、仮定を選択した場合、報告される値が重要な程度に異なる可能性がある。

### 業務実施者の責任

業務実施者は、以下に対する責任を有する。

- 主題情報に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて限定的保証を得るために業務を計画し実施すること
- 実施した手続及び入手した証拠に基づき、独立の立場から結論を形成すること
- 経営者に対して結論を報告すること

当社は、業務の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行使し、職業的専門家としての懐疑心を保持した。当社は、主題情報に関して結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手するための手続を立案し、実施した。選択した手続は、主題情報及びその他業務環境に関する当社の理解と、重要な虚偽表示が生じやすい領域の検討に基づいている。業務を実施するに当たり、当社は主に以下の手続を行った。

- 主題情報の作成に適用される規準の妥当性の評価
- 会社の担当者に対する、主題情報の作成に関連する主要なプロセス、システム、及び内部統制についての質問
- 分析的手続（傾向分析を含む）の実施
- 重要な虚偽表示リスクの識別・評価
- リスク評価の結果に基づき選定した海外1工場における現地往査
- 主題情報に含まれる数値情報についてサンプルベースによる再計算の実施
- 抽出したサンプルに関する入手した証憑との突合
- 主題情報が会社の定める規準に従って表示されているかどうかの評価

限定的保証業務で実施される手続の種類と時期には幅があり、合理的保証業務に比べて手続の範囲が限定されている。したがって、限定的保証業務で得られる保証の水準は、合理的保証業務が実施されていれば得られたであろう保証水準よりも低い。

以上

上記は保証報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は会社及びKPMGあずさサステナビリティ株式会社がそれぞれ別途保管しています。